

環境省への事前質問

河川、海域及び地下水の水質について

令和5年度公共用水域水質測定結果（令和7年4月）^{*1}によれば、PFOS及びPFOAは、河川978地点で測定され53地点で暫定指針値を超過し、超過率5.3%は要監視項目27項目中最も高い値である。平成6年度以降の累計においても2443地点で127地点超過、超過率5.2%と最も高い。

地下水と合わせた測定地点は、39都道府県、2,078地点（河川：981地点、湖沼：37地点、海域：99地点、地下水：961地点）は前年度1,258地点より増加しているが、指針値（暫定）を超過した地点22都府県、242地点のうち超過が新たに確認された調査地点は42地点とされている。

- ① 概況調査等で新たな超過が確認され続けていることは、概況調査が十分でないことを示しているのではないのか
- ② 河川で最も高い超過率である調査結果をどう評価しているのか
- ③ 大阪府の味生排水路で7,800ng/L、摂津市の地下水から26,000 ng/Lなど各地から指針値（暫定）を桁違いで上回る値が報告^{*2}されていることをどう評価しているのか

* 1 <https://www.env.go.jp/content/000310475.pdf>

* 2 <https://www.env.go.jp/content/000310066.pdf>

環境基準の設定について

2024年6月に内閣府食品安全委員会が、PFOS、PFOAについてそれぞれ耐容一日摂取量（TDI）を示した。同委員会の評価書^{*3}は「まずは、今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要である。そのためには、PFASにばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることが必要である。」と指摘している。これを受け、水道水については水質管理目標設定項目から水質基準に2026年度から格上げすることが決まっている。

- ① ところが公共用水域及び地下水については、要監視項目との位置づけのままであり、環境基準とされない。これはなぜか。要監視項目の指針値変更に伴う施行通知（令和 7 年 6 月 30 日付環水大管発第 2506309 号）*⁴においても、「今般、内閣府食品安全委員会の評価書を踏まえると、毒性学的に明確な基準値又は指針値の設定が可能と判断される」としている。基準値の設定が可能としていることを踏まえて回答されたい。
- ② 水道水質基準の達成には、活性炭処理での対処もできるが、水道原水の水質改善が基本と考えるが、いかがか
- ③ 過去に、水道水質基準が設定されたタイミングで、人の健康の保護に関する環境基準にならなかった項目と、その理由、その後の経過（遅れて環境基準になったなど）を示されたい。
- ④ 令和 5 年度公共用水域水質測定結果によれば、河川における環境基準の健康項目は 3,814 地点で測定され、145,171 検体であるのに対し、PFOS 及び PFOA は 978 地点（検体数記載なし）に過ぎない。これで十分だと考えているのか？
- ⑤ 要監視項目は「引き続き知見の集積に努めるべき項目」であるが、今後、環境基準に格上げになるのは、どのような知見が集積された場合か？

* 3

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kya20240625001&fileId=201>

* 4 <https://www.env.go.jp/content/000325019.pdf>

排水基準の設定について

「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」（令和 6 年 11 月 29 日環水大管発第 2411291 号）*⁵においても「水環境中への排出源となり得る主な施設としては、PFOS 及び PFOA が含まれる泡消火薬剤を保有する施設、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等が考えられる。また、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設や有機フッ素化合物を取り扱っている施設からの排水を受け入れている下水道処理施設等も水環境中への排出源となり得ると考えられる。」とされている。

- ① これら施設の排出実態に関する調査の実施状況及び現在までに得られている知見について説明されたい。
- ② 「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」では、「目標値等を超過し、それが特定の原因によると疑われ、かつ、継続性があると判断される場合は、必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられる。」としている。これまで都道府県・水質汚濁防止法政令市から、排出源特定の調査結果等についてどのような報告がされているのか
- ③ これまでに得られている知見からも、速やかに排水基準を設定すべきだと考えるがいかがか

* 5 <https://www.env.go.jp/content/000073850.pdf>

産業廃棄物処分場について

排出源の一つとして考えられる廃棄物処分場については、千葉県環境センター^{*6}や岩手県環境保健研究センター^{*7}が行った調査で、浸出水や放流水、地下水から指針値を超過する値が報告されている。特に安定型処分場においては、展開検査において PFAS 汚染物の搬入を防ぐことはできず、地下水汚染を防止する対策は皆無である。

- ① 千葉県や岩手県の調査結果をどう評価しているのか
- ② 安定 5 品目にも PFAS 含有・付着していることは疑いがなく、展開検査では除けないことを認めるか
- ③ 安定型処分場では、排出者の善意に頼るしかなく、全国で高濃度の汚染源になっていることを認めるか
- ④ 2010 年の中環審廃棄物処理制度専門委員会報告書^{*8}は「安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型 5 品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」としたが、その後の更なる検討はどのように行われ、どのような結果だったのか
- ⑤ PFAS 対策を考えると、2007 年に日本弁護士連合会が提言^{*9}した安定型処分場の区分をなくすことを改めて検討すべきと考えるがいかがか
- ⑥ 至急の措置として、産業廃棄物の最終処分場を水質汚濁防止法の適用除外としている水質汚濁防止法施行令第 1 条別表第 1 を改正し、都道府県、政令市が汚染水の発生源に立入り、指導できるようにしてはどうか。

- ⑦ PFAS 含有廃棄物を、有害廃棄物（特別管理産業廃棄物）に位置付けて法規制をかけるべきと考えるがいかがか
- ⑧ 9 月 10 日付環境新聞は、処分場の適切な運用法を示す手引きの策定を目指す専門家による検討会を近く環境省が立ち上げると報じていた。この検討会について説明されたい。

* 6 <https://www.pref.chiba.lg.jp/wit/hai-ka/nenpou/documents/ar2012haika-k001.pdf>

* 7 https://www.ee-net.ne.jp/ms/sympo08/abstract-pdf/01_sasaki.pdf

* 8 <https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-03/y0320-03a.pdf>

* 9 https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2007/070823_5.html

PFOS 、 PFOA 以外の PFAS 対策

令和 5 年度の要調査項目等存在状況調査^{*10}において、PFHxS は 86 地点中 60 地点で検出下限値を上回って検出され、検出頻度は 69.8%であった。

- ① この結果をどのように評価しているか
- ② 極めて高い値が検出されている沖縄県や神奈川県の場合は米軍基地との関係が疑われるが、どのように考えているのか

* 10 <https://www.env.go.jp/content/000241707.pdf>

(参考) 環境新聞

最終処分場 P F A S 問題 手引き策定の専門家会合 招集へ 環境省 対応阻む「二重タイムスパン」に 苦慮 全国数十カ所回り情報収集も

2025/09/10 掲載

有料会員記事

記事を
保存

記事を
印刷

メールで
共有

各地の産業廃棄物最終処分場から一部で有害性が認められた有機フッ素化合物（P F A S）を含む排水が流出し、河川で国の示す管理の指針値を超えて検出された問題を受け、環境省は3日、処分場の適切な運用法を示す手引きの策定を目指し専門家による検討会を近く招集する考えを明らかにした。意見を聞くため現在、全省で関連する情報を戦略的に収集しており実際の対策につながる有益な事例も引き出した。得られた知見を会合にはかり手引きや資料集などとしてまとめ事業者の取り組みを促す。処分場のP F A Sを巡っては、これまでにない特徴を持つ環境リスクに困惑する処分場事業者が多い。国のさらなる対応を阻む固有の問題も山積しており何らかの規制といった明快な手続きを取りにくい構造的な難問も抱えている。同省は当面、今後の措置を期して情報収集に重点的に取り組み、得られた知見の周知を図ることで事態の悪化を防ぐ構えだ。

環境省は産廃処分場におけるP F A S問題への対応を占うため複数の経路で情報収集を進めている。水・大気環境局は実際の汚染現場を対象とした対策技術の実証実験を進めており、併せて実証地の周辺で処分場に起因すると思われる同物質の排出実態と、活性炭を使った対策による効果について情報を集めている。

同省らが運用する環境研究総合推進費では国立環境研究所の調査を助け各地の処分場からの排出実態を探り、同じく活性炭を使った対策を検証している。

さらに廃棄物規制行政を担う環境再生・資源循環局は2023年度から毎年、管理型を中心に全国十カ所程度の処分場におもむき水処理施設の構成や運用方法を視察。事業者ごとに異なる対応状況から有益な取り組みを調査している。事業者の見解も尋ねる巡行は延べ30カ所以上に及んだ。今後開く有識者会合での検討材料とするため訪問場所を積み上げていく考え。

ただ近年の同省の情報収集の結果、一部のＣＯＤを取り除くための設備でＰＦＡＳを一定程度除去できる事例が見出されており実態を探っている。これらの事例では油分を多く含む場合に悪化するＣＯＤに対処するため高い頻度で活性炭を交換、運用していた。

高価な活性炭運用の追加の費用負担は現状、処分場事業者が負っている。他の企業などの排出者がもたらした埋立て廃棄物に対し、この役割分担は適切なのだろうか。

特にＰＦＡＳのリスクは後から明らかになり処分業者が廃棄物を受け入れた時点で予見するのは困難だった。原因の２物質は４、１５年前に製造を禁止されており、それ以前の長い期間、埋め立てられてきたためすでに排出者との処分契約は完了している。「ＰＦＡＳを含む製品が人々に利用されて廃棄物になり、長時間経って廃棄物からしみ出してくるといいうわば２重のタイムスパン（時間間隔）がある」（同省廃棄物規制担当参事官室）。この時間間隔が責任の所在を追いにくくし、さらなる対応を阻んでいる原因のようだ。

処分場の水処理に要する費用が今後さらにかさめば事業者は最終処分費をつり上げる他ない。処分費が多額にのぼれば最悪の場合、不法投棄を助長するのはそれほど難しくない想像だ。廃棄物処理システムの適切な維持・発展に向け最終処分場ＰＦＡＳ問題の公平・公正な解決が求められる。